

令和2年松前町規則第5号

松前町教育委員会に対する補助執行に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和2年3月16日

松前町長 岡本 靖

松前町教育委員会に対する補助執行に関する規則の一部を改正する規則

松前町教育委員会に対する補助執行に関する規則（平成27年松前町規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助執行事務)</p> <p>第2条 町長は、次に掲げる町長の権限に属する事務を教育委員会の事務を補助する職員をして補助執行させる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5) 省略</u></p>	<p>(補助執行事務)</p> <p>第2条 町長は、次に掲げる町長の権限に属する事務を教育委員会の事務を補助する職員をして補助執行させる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5) 男女共同参画に関する事務</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。